

「「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（案）」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等  
について

令和8年4月  
厚生労働省医薬局  
医薬品審査管理課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(案)について、令和7年10月15日から11月13日まで厚生労働省のホームページ等を通じて御意見を募集したところ、御意見はございませんでした。なお、本件と関係しないご意見を1件いただきました。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。